

(参考2)

発達障害児・者への相談支援体制(令和4年度当初時点)

		発達障害児:乳幼児期～学齢期中心			発達障害者:成人中心			対応の方向性	
		相談等機関名		主な役割・業務内容		相談等機関名			
三次	府全域	京都府発達障害者支援センター「はばたき」 (こども相談室)			京都府発達障害者支援センター「はばたき」			支援ネットワーク化の強化	
二次	圏域	山城南	発達障害児支援拠点	京都府保健所(乳幼児期中心)	・圏域内のネットワークづくり ・相談支援(乳幼児～学齢期) ・地域支援(年中児サポート事後支援、市町村支援等) ・発達クリニック(相談)	・圏域内のネットワークづくり ・相談支援/就労支援(成人中心) ・自立支援協議会部会運営	障害児者生活支援センター「あん」	<発達障害児> ・発達障害に係る初診待機期間の短縮と相談対応の強化 ・教育を始めとする関連分野と連携した支援 <発達障害者> ・業務内容の明確化(委託実施)	
		山城北					障害児(者)地域療育支援センターういる		
		乙訓					乙訓ひまわり園		
		中部					花ノ木医療福祉センター		
		北部					障害者生活支援センター「青空」		
		丹後					障害者生活支援センター 結		
一次	市町村域	市町村(保健、障害福祉担当課) 障害児相談支援事業所 (府内95事業所:R4.4.1時点)			身近な相談支援			市町村(障害福祉担当課) 計画相談支援事業所 (府内126事業所:R4.4.1時点)	一次相談強化のためモデル市町村における研修実施